

# 埼玉アスレチック・リハビリテーション研究会会則

## 第一章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は埼玉アスレチック・リハビリテーション研究会と称する。

### (事務所)

第2条 本会は事務局を理事長の指定する所に置く。

### (目 的)

第3条 本会はスポーツ障害、外傷を多面的に研究し、健康と体力の回復、維持および向上、スポーツへの早期復帰を図ると共に、スポーツ環境、施設、器具等の関係者の交流を目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) スポーツ障害・外傷の研究
- 2) スポーツに関する環境、施設、器具等の研究
- 3) 研究成果の発表および研究集会の開催（年1回以上）
- 4) その他本会の目的にそった事業

## 第二章 会 員

### (会 員)

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同した者とする。

### (役 員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- |        |       |           |    |
|--------|-------|-----------|----|
| 1) 理事長 | 1名    | 2) 研究集会会長 | 1名 |
| 3) 理 事 | 20名程度 | 4) 監 事    | 1名 |
| 5) 顧問  | 若干名   |           |    |

### (選 任)

第7条 理事長は理事の互選による。

2. 研究集会会長は理事長の委嘱による。
3. 理事及び監事は理事会において会員のうちから選任する。
4. 顧問は理事長が委嘱する。

### (職 務)

第8条 理事長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 研究集会会長は研究集会を主宰する。
3. 理事は理事会を構成し、会務の執行にあたる。
4. 監事は会計監査を行う。
5. 顧問は理事長の諮問に答える。

### (任 期)

第9条 本会の役員の任期は2年とする。

2. 研究集会会長の任期は1年とする。
3. 役員の再任を妨げない。

### 第三章 理 事 会

第10条 理事会は理事長および理事、監事、顧問を以て構成し、理事長が招集する。

### 第四章 会 計

#### (会 計)

第11条 本会の運営は会費、補助金および賛助金を以てあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

### 第五章 そ の 他

#### (施行期日)

附則1 本会則は2006年10月14日から施行する。

附則2 本会則は2010年1月6日に一部改定。

附則3 本会則は2011年11月12日に一部改定。

附則4 本会則は2016年5月26日に一部改訂。

附則4 本会則は2020年5月18日に一部改訂。